

研究成果展開事業

社会還元加速プログラム（SCORE）大学推進型

拠点都市環境整備型

令和2年度 公募要領

公募期間

令和2年12月24日（木）～

令和3年2月1日（月）12:00

本公募は、令和2年7月に内閣府・文科省・経済産業省が定めた「スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援パッケージ」の一環として実施するものです。



産学連携展開部 START 事業グループ

令和2年12月

本公募は審査を早期に進め、活動をできるだけ早く円滑に開始できるようにするため、令和2年度第3次補正予算成立前に始めるものです。予算成立状況等に応じて、スケジュール・採択機関数・金額など、公募内容に大きな変更・調整などが生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

改訂日	改訂内容
令和2年12月24日	初版発行
令和3年1月5日	<p>第6章 Q&A</p> <p>A4 を以下修正。下線部が変更箇所。</p> <p>A4 主幹機関としての申請はできません。共同機関としての申請は可能です。<u>但し、公立大学等の大学は主幹機関として申請可能です。</u></p>
令和3年1月18日	<p>4.21 (2) を以下修正。下線部が変更箇所。</p> <p>このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、<u>委託研究契約締結日までに</u>、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、<u>令和2年4月以降</u>、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。</p> <p>5.4 を以下修正。下線部が変更箇所。</p> <p>・「研究経費・研究予算」タブ： <研究経費項目> 「<u>申請様式3</u>」をもとに各経費の希望予算額を転記 <研究組織項目> 「<u>申請様式3</u>」をもとに各経費の希望予算額を転記 (初年度予算額のみ)</p>

	<p>申請様式 2 実績一覧</p> <p>「大学発ベンチャーを支援するファンドの設立状況 拠点都市内の大学発ベンチャーを主な出資対象としたファンド総額（令和元年度末時点で運用を継続しているもの）」の入力欄について、<u>単位を円に修正</u>。</p>
<p>令和 3 年 1 月 22 日</p>	<p>5.4 を以下修正。下線部が変更箇所。</p> <p>・「基本情報」タブ</p> <p>研究概要：「申請様式 1」の「2. 概要、<u>(2-1)</u>起業活動支援プログラムの運営」に記載の内容を転記</p>

公募概要

(1)全体概要

本公募要領は、令和2年7月に内閣府が選定した「スタートアップ・エコシステム拠点都市」における取組との連携により大学を中心としたエコシステムの構築に向けた環境整備を推進する「拠点都市環境整備型」（以下、「本公募プログラム」と言う。）について記載しています。

本公募プログラムは大学から生まれる優れた技術シーズの実用化やアントレプレナーシップ人材の育成を強力に支援し、コロナ後の社会変革や社会課題解決に繋がる社会的インパクトの大きいスタートアップが持続的に創出される体制を構築することを目的とします。スタートアップ・エコシステム拠点都市において中核となる大学・機関に対し、アントレプレナーシップを有する人材の育成とスタートアップ創出に一体的に取り組むための環境整備に必要となる支援を行います。応募対象はスタートアップ・エコシステム拠点都市において中核となる大学・機関を中心とした複数機関の連携によるプラットフォームとなり、研究者個人、機関単独では応募対象とはなりません。

JST からの支援を受ける複数機関によるプラットフォームは、プラットフォーム内の研究機関の研究員の技術シーズ等を基にした研究開発課題の募集・選考をはじめとした起業活動支援プログラムの運営、起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等、起業環境の整備等を推進し、プラットフォームにおけるエコシステムの形成を促進します。併せて、支援期間終了後の持続的な起業活動支援や起業家育成プログラムの運営等の実現に向けた取り組みも推進します。

(2)支援期間

契約締結日から令和3年度末まで

(3)支援額

プラットフォームからの申請額の上限は所属する拠点都市に応じて以下のとおりとします。申請に当たっては、本公募プログラムの実施内容に留意しつつ、プラットフォームとして必要と考える金額を申請してください。なお、採択時の支援額は、最終的に「SCORE 大学推進型 委員会」における審査や審議の結果等を踏まえ決定します。

【グローバル拠点都市に所属するプラットフォーム】

1プラットフォームあたりの申請額上限：3.8億円程度（直接経費）

【推進拠点都市に所属するプラットフォーム】

1プラットフォームあたりの申請額上限：1.8 億円程度（直接経費）

※間接経費は直接経費の 30%が上限となります。

※なお、予算額の都合を鑑み、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが採択された場合や、プラットフォームにおける参画大学からの大学発ベンチャー創出数、参画大学の学生数、参画大学の単独特許出願数等の状況を踏まえ、支援額を調整させて頂く場合があります。

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	9
1.1 拠点都市環境整備型について	9
1.1.1 本公募プログラムの趣旨・目的	9
1.1.2 本公募プログラムの目指す姿	10
1.1.3 本公募要領での主な用語	11
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	14
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	14
1.2.2 ダイバーシティの推進について	15
1.2.3 公正な研究活動を目指して	17
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて	17
第 2 章 公募・選考	19
2.1 大学推進型（拠点都市環境整備型）の概要	19
2.1.1 本公募プログラムの支援内容	19
2.1.2 支援期間終了後の持続的な起業活動支援や起業家育成プログラム運営等の実現に向けた 取り組み	22
2.2 推進体制	23
2.3 本公募プログラムで実施すべき内容	25
2.4 公募期間・選考スケジュール	27
2.5 支援期間	27
2.6 経費の内訳	28
2.7 採択予定機関数	28
2.8 応募要件	28
2.9 応募の制限	30
2.9.1 重複応募の制限	30
2.10 応募方法	31
2.10.1 申請	31
2.10.2 申請書一覧	31
2.11 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の進め方と流れ	32

2.11.1 SCORE の管理・運営	32
2.11.2 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の全体の流れ	32
2.12 選考方法	36
2.12.1 選考の流れ.....	36
2.12.2 利益相反マネジメントの実施.....	36
2.13 選考の観点	38
第 3 章 採択後の研究推進等について.....	41
3.1 研究計画の作成.....	41
3.2 委託研究契約	41
3.3 プログラム推進費と研究開発費	41
3.3.1 プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）	42
3.3.2 直接経費として支出できない経費の例	43
3.3.3 間接経費.....	44
3.4 評価	44
3.5 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等.....	44
3.6 研究機関の責務等.....	45
3.7 その他留意事項.....	48
3.7.1 JREC-IN Portal のご利用について	48
3.7.2 EDGE-NEXT について.....	48
第 4 章 応募に際しての注意事項	49
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	49
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	50
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	53
4.4 不正使用及び不正受給への対応	53
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	56
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	56
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	56
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	57
4.9 費目間流用について	57
4.10 年度末までの研究期間の確保について	57

4.11 研究設備・機器の共用促進について	58
4.12 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	59
4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	60
4.14 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	61
4.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	61
4.16 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	62
4.17 社会との対話・協働の推進について	63
4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	63
4.19 論文謝辞等における体系的番号の記載について.....	64
4.20 競争的研究費改革について	65
4.21 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	65
4.22 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	66
4.23 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	70
4.24 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	70
4.25 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	71
4.26 研究者情報の researchmap への登録について	71
4.27 JST からの特許出願について	71
4.28 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	72
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について.....	73
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について.....	73
5.2 e-Rad を利用した応募方法	73
5.3 その他.....	74
5.4 具体的な操作方法と注意事項	75
第 6 章 Q&A	84
【申請要件・方法等】	84
【本支援による活動等について】	86
【経費全般】	86
【企業等の経費執行・管理】	88

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 拠点都市環境整備型について

1.1.1 本公募プログラムの趣旨・目的

イノベーション創出の原動力としてのスタートアップの重要性は以前に増して高くなってきています。近年、我が国のスタートアップの資金調達額は年々増加している一方で、米国や中国と比較して、企業価値が 10 億ドルを超えるスタートアップ（いわゆるユニコーン）の創出数や、投資金額には依然として大きな差があります。シリコンバレーを初めとする諸外国の各都市では、起業する人材をはじめ、資金、周辺の企業基盤や支援機関の集積、法制度整備など、スタートアップ創出のためのエコシステムが形成されており、多数のユニコーンが都市を中心としたスタートアップ・エコシステムから創出されていることが、この差の要因の一つと考えられます。

これらの状況を踏まえ、我が国における創業環境を高めるため、統合イノベーション戦略等において、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成などが政策目標として掲げられ、これに基づき、内閣府が令和 2 年 7 月に 4 つのグローバル拠点都市及び 4 つの推進拠点都市を選定しました。令和 2 年～令和 4 年までの 3 年間で集中支援期間として、世界に伍するスタートアップを支える支援体制の構築を推進していくこととなりました。

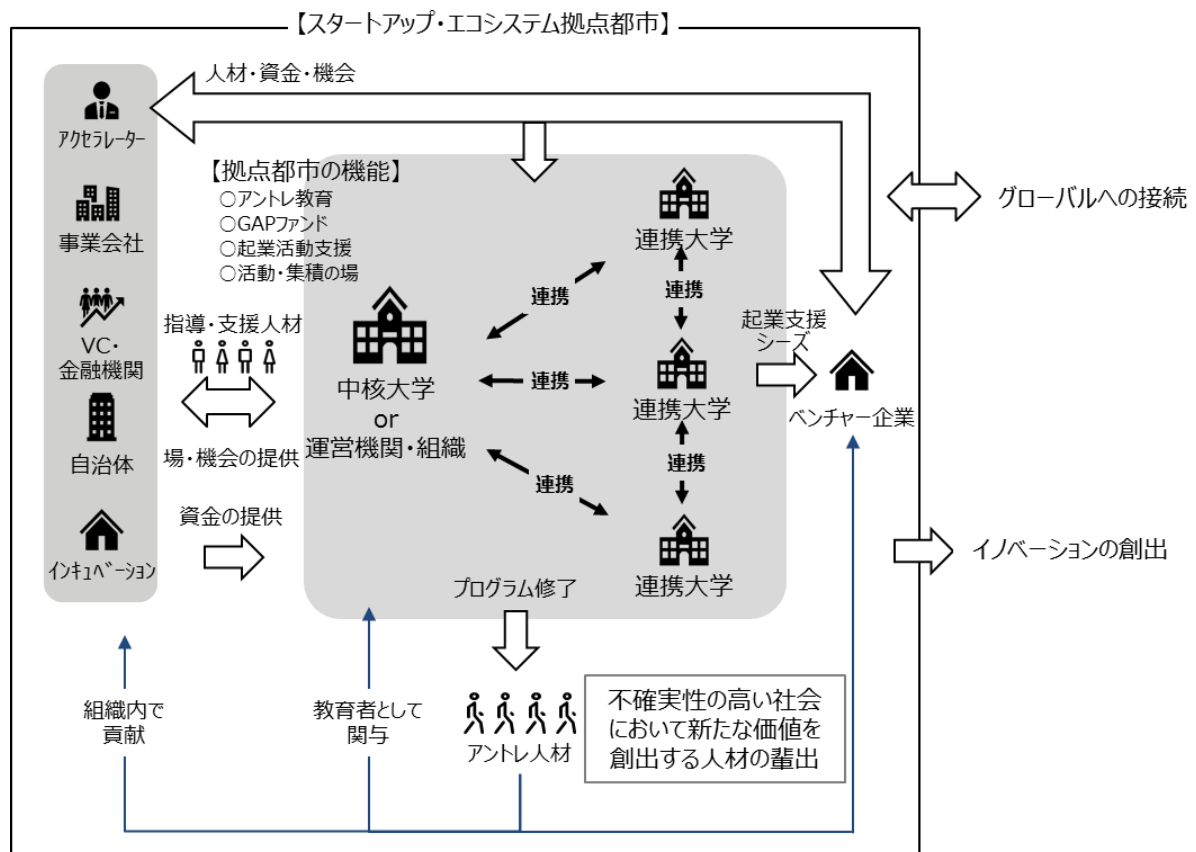
このエコシステムにおけるイノベーションを生み出す原動力として、大学等の優れた技術シーズを活用した競争力の高い大学等発ベンチャーを生み出していくことが重要です。そこで本公募プログラムでは、コロナ後の社会においてイノベーションの創出を牽引する起業家精神（アントレプレナーシップ）を持った人材が中心となり、社会課題の解決につながるインパクトの大きいスタートアップを継続的に創出し、スタートアップによって生み出された価値が更なるイノベーション創出の礎となる循環の実現に向けて短期集中的に環境を整備することを目的とします。具体的には、都道府県域に留まらない拠点都市単位において、大学、企業、自治体、金融機関、支援機関等の連携により、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成から起業家の育成、並びに技術シーズの発掘から事業化の検証、GAP ファンドによる資金支援、起業前後の立ち上げ支援、起業後のインキュベーションまでを一貫して実施できる体制を短期集中で構築することで、競争力のある大学等発ベンチャーが次々と創出される、大学を中心としたエコシステムの形成を加速することを目指します。

1.1.2 本公募プログラムの目指す姿

本公募プログラムでは、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関等を加えた、産学官金が連携した大学等発ベンチャーの創出・成長支援に向けたエコシステムの形成を加速することを目指しています。

- ・研究機関の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す大学等発ベンチャーや、SDGs の達成にも資する社会的インパクトの高い大学等発ベンチャーを創出する。
- ・既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する。
- ・起業を担う人材・起業を支援する人材の育成から GAP ファンド支援を含めた起業活動支援プログラム、起業後の支援に至るまで一貫して実施できる体制を構築する。
- ・起業家精神を持った人材を次々と生み出す環境・体制を構築する。
- ・起業家育成プログラムの実施体制の構築に必要な指導・支援人材の育成等を行う。
- ・シード・アーリー段階にも資金が流入する仕組みを構築し、研究機関の技術シーズと事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する。
- ・関係者が一定のコストを負担しつつコストに見合うメリットを得ることで持続的なシステムを構築する。

【本公募プログラムによるスタートアップ・エコシステムへの貢献像】



1.1.3 本公募要領での主な用語

・ スタートアップ・エコシステム拠点都市：

我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 1 月に公募、同年 7 月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織等によるコンソーシアム。

・ プラットフォーム：

本公募プログラムでは、大学を含む 3 機関以上で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体を指す。

・ 大学等発ベンチャー：

本公募プログラムでは、下記二つの条件を共に満たしている技術シーズを基に起業するベンチャーを指す。

- ・ 大学等の研究機関の教職員が職務として開発・発明した技術シーズであること。
- ・ 研究機関がその技術シーズの権利を有していること(研究機関がその技術シーズの権利を有していなくても、ベンチャー設立後に研究機関に一定額（ストックオプション等含）を寄付することを計画する場合等も含む)。

・ 大学等：

国立大学法人・公立大学・私立大学等の学校法人、国公立研究機関・公設試験研究機関・独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等の公的性格を有する機関であって、J S T が認めるもの。

・ 主幹機関：

本公募プログラムを主体的に推進する国内の機関（国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

・ 共同機関：

主幹機関と連携して、本公募プログラムを推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

・ 外部協力機関

主幹機関、共同機関が推進する本公募プログラムに協力する機関（国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体）。

・ 総括責任者 :

本公募プログラムの全体責任者。総括責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職の方を想定しています。

・ 共同機関責任者 :

本公募プログラムの共同機関の責任者。共同責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職の方を想定しています。

・ プログラム代表者 :

主幹機関において本公募プログラムの実運用を中心的に推進する方。

・ プログラム共同代表者 :

共同機関において本公募プログラムの実運用を中心的に推進する方。

・ プログラム(共同)代表補佐 :

プログラム代表者やプログラム共同代表者が本公募プログラムの実運用をするうえで補佐する役割の方。プログラム(共同)代表補佐の設置は任意となります。

・ 起業活動支援プログラム :

機関が研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配布、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング等の支援を実施するプログラム。

・ GAP ファンド :

事業化に向けて、研究機関の研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金。

・ 技術シーズ :

特許（出願中、出願予定を含む）、プログラム等。

・ 研究代表者 :

GAP ファンドを用いて研究開発課題を中心的に推進する研究者等。

・ 研究開発課題 :

研究代表者等が中心となり、GAP ファンドを用いた事業化に向けたビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果等）の取得等を進める課題。

・ Demo Day :

事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場(ピッチ、ブース展示等)。

・ 起業家育成プログラム :

実際に起業を志す起業家候補や、起業家を支援する人材となることを目指す人材に対して、起業に必要となる知識・ノウハウ等の取得やスキルの向上、起業活動やベンチャー企業への理解

の増進・意識の醸成を目的とした授業やセミナー、ワークショップやコンテスト等を、体系だつて実施するプログラム。なお、起業家候補や起業家を支援する人材を目指す人材のみならず、広く受講者（学生・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした教育プログラムについても、起業家育成プログラムの一環として含む。

・ 起業家精神（アントレプレナーシップ）：

起業に限らず、新事業創出や社会課題解決に向け、新たな価値創造に取り組む姿勢や発想・能力等。

・ 起業活動の場

起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に活用する場。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来よ

り実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成29年4月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本公募プログラムに参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生

じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

○オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

○オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

第 2 章 公募・選考

2.1 大学推進型（拠点都市環境整備型）の概要

2.1.1 本公募プログラムの支援内容

本公募プログラムでは、コロナ後の社会においてイノベーションの創出を牽引する起業家精神（アントレプレナーシップ）を持った人材の育成や社会課題の解決につながるインパクトの大きいスタートアップを継続的に創出するため、スタートアップ・エコシステム拠点都市においてプラットフォームを構築する大学や機関に対し、起業家育成とスタートアップ創出に一体的に取り組むための環境整備に必要となる支援を実施します。

具体的には都道府県域に留まらない拠点都市単位において、大学、企業、自治体、金融機関、支援機関等の連携により、(1)起業活動支援プログラムの運営、(2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等、(3)起業環境の整備、(4)プラットフォーム内外のエコシステムの形成、についての支援を行い、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの構築を目指します。

(1) 起業活動支援プログラムの運営

参画する機関が、大学等の研究者等の技術シーズを基にした起業や「大学発新産業創出プログラム（START）」の申請に向けて、外部協力機関や外部有識者の協力も得ながら起業活動の支援を推進します。参画する機関は、大学等の特色や強みの活用も念頭に、起業活動支援プログラムの内容を定めることとします。その際、大学等に経験やノウハウが蓄積される仕組みの構築に積極的に取り組むこととします。

起業活動支援プログラムでは、参画する機関が、大学等の研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配布、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング等の支援を実施します。また、プラットフォーム内で Demo Day を開催（プラットフォーム間での連携や既存の Demo Day に相当するような取り組みと連携しての開催を妨げない）し、起業活動支援プログラムで支援を行った研究開発課題について、VC やエンジェル投資家、将来の提携事業先企業等が参画する活動成果を発表（ピッチを含む）する場を提供することとします。

※なお、大学等のみ研究開発費(GAP ファンド)の執行が可能です。

(2) 起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等

起業家育成プログラムとは、実際に起業を志す起業家候補や、起業家を支援する人材となるこ

とを目指す人材に対して、起業に必要となる知識・ノウハウ等の取得やスキルの向上、起業活動やベンチャー企業の理解の増進・意識の醸成を目的とした授業やセミナー、ワークショップやコンテスト等を、体系だって実施するものを指します。なお、起業家候補や起業家を支援する人材を目指す人材のみならず、広く受講者（学生・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした教育プログラムについても、起業家育成プログラムの一環として含むものとしします。

本公募プログラムでは、大学等で起業家育成プログラムを実施・運営していくにあたり必要となる指導・支援人材の育成等を行います。（本公募プログラムでは、起業家育成プログラムそのものの実施・運営に直接経費を充てることはできません。）指導・支援人材には、起業に必要な知識を提供する指導人材、自身のネットワークを活用しプログラムを企画・構想したり、効果的な指導方法を検討しプログラムを設計・運営しつつ、自身もメンターとして起業家候補に伴走しメンタリング等を行う支援人材が含まれます。このような人材の候補となる人材について、必要に応じて、国内外での研修等を通じて指導・支援人材として必要な素養を身に付けさせたり、先進的な人材を大学内外から登用しノウハウを伝授することで、将来に渡って起業家育成プログラムを実施・運営していく人材の育成を促進し、プラットフォーム内で持続的に起業家育成プログラムが提供できる体制を整備します。

(3) 起業環境の整備

起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に必要となる環境を大学等で整備します。具体的には、試作品製作等のためのハードウェア開発用工作機器やソフトウェア開発支援機器、データ取得のための分析・実験・環境機器、そのほか起業活動の総合的な支援のために必要な遠隔通信機器等の整備等を行います。起業環境の整備に当たっては、プラットフォーム内の複数の機関の利用者が利用しやすいような運用上の工夫を含めた整備を行うことが含まれます。

(4) プラットフォーム内外のエコシステムの形成

産学官金の各ステークホルダーとのネットワークを構築し、それらが有効に機能するようなマネジメントを行うプログラム代表者を配置し、プログラム代表者を中心に、将来的なスタートアップ・エコシステム拠点都市内での貢献を念頭に置きつつ、プラットフォーム全体として目指す姿を描いた上で、その実現のための計画を策定・推進します。プログラム代表者を中心にプラットフォーム内で、起業活動支援プログラムや起業家育成プログラムの各機能が、プラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みを検討・構築します。具体的には、(1) において GAP

ファンド支援や事業化検証をプラットフォーム内で共同実施する仕組みや、(2) において起業家育成プログラムや指導・支援人材の育成をプラットフォーム内で共同開発・実施する仕組みを検討するとともに、プラットフォーム内外の起業家・投資家・地域の関係者等が集まりグローバルにつながるができるコミュニティの設置やネットワーキングイベントの実施、情報収集や発信等を通じて、スタートアップ・エコシステムの構築を推進します。

(5)その他

上記の(1)~(4)に依らない取組であって、(1)~(4)のいずれかの取組と合わせて本公募プログラムの支援期間中に短期集中的に実施することで、将来に渡ってスタートアップ・エコシステム拠点都市における活動を加速させることが非常に効果的である内容がある場合は、採択後に JST へ相談してください。ただし、本公募プログラムの趣旨・目的に合致している取組であることが前提であり、かつ JST が特に必要と認めた事項に限り、実施することを認めます。

■実施例

(1)

- ・これまでスタートアップ創出の仕組みが整っていなかった大学の技術シーズも含めて発掘し、専門知識や経験を持つ支援人材のリソースを、プラットフォームで共有しながら事業化検証を行い、埋もれていた技術シーズを基にしたスタートアップの創出ができるような GAP ファンドプログラムの実施。
- ・シーズの性質等によって大学等の裁量で適切な規模を柔軟に設計できる GAP ファンドプログラムの実施（目安として1件当たり最大 1000 万円程度）。
- ・民間等が実施するテック系ピッチコンテスト等と連携し、GAP ファンドによる支援を受けた研究者等が、VC やエンジェル投資家等に向けて成果を発表するピッチコンテスト（Demo Day）を実施。

(2)

- ・起業家育成プログラムの実施に関する先端大学（海外を含む）の教員を招聘し、プラットフォーム内での起業家育成プログラムの構築や指導・支援人材育成を実施。
- ・プラットフォーム内で指導・支援人材が効果的な指導を実施できるような研修を共同で企画、実施。
- ・起業家育成プログラムを十分に実施できていない大学が、先端大学の教員等の外部人材を非常勤

講師等で招聘し、自身の大学で将来起業家育成プログラムを中心となって担っていく教員にノウハウを提供しながらプログラムを運営。

- ・海外を含む、起業家育成プログラムの経験豊富な大学が実施するファカルティ・ディベロップメント（FD）プログラムへの教員派遣（オンライン）。
- ・上記のような取り組みを行い、支援期間終了後にプラットフォーム内外で持続的な起業家育成プログラムが提供できる体制を整備。

(3)

- ・起業活動の場となる機関や施設での 3D プリンターやレーザーカッター等、試作品製作に必要な機器の整備。
- ・遠隔での事業化検証の実施やメンタリングの実施を可能にするオンラインシステムの整備。
- ・整備した起業環境を活用するための材料費等の拠出を含む、起業活動の場の運営。

(4)

- ・企画・運営するネットワーク人材の配置。
- ・プラットフォーム推進会議を開催し目指すエコシステムの全体像やロードマップ等を作成。定期的な会議開催により、進捗状況の共有を行う。
- ・プラットフォーム内外のネットワーク構築や知識習得等を目的としたシンポジウムやセミナー等の実施。
- ・海外のエコシステムにつながることができ、拠点都市の多様な人材が定期的集まるコミュニティの設置。

2.1.2 支援期間終了後の持続的な起業活動支援や起業家育成プログラム運営等の実現に向けた取り組み

本公募プログラムは最長令和 3 年度末までの活動期間となりますが、支援期間終了後もプラットフォーム内外で持続的に大学発ベンチャー創出支援に取り組むスタートアップ・エコシステムを実現するために、GAP ファンドの効果的な運用等を含めた起業活動支援プログラム、指導・支援人材の育成、起業環境の整備、プラットフォーム内外のネットワーク構築等に短期集中的に取り組む、拠点都市として競争力のあるスタートアップが持続的に創出され、成長し、生み出された資本が新たなスタートアップの創出に活用されるような産学官金の連携・共同によるエコシステムを構築することとします。

2.2 推進体制

本公募プログラムでは、主幹機関、共同機関及び外部協力機関がプラットフォームを形成し、プログラムを実施することとします。

(1)主幹機関

本公募プログラムを主体的に推進する国内の機関（国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）で、スタートアップ・エコシステム拠点都市の起業家育成やスタートアップ創出の中核を担う可能性や意思のある機関を主幹機関と呼びます。主幹機関は、本公募プログラムを推進するための全体の責任者として「総括責任者」を任命することとします。

(2)共同機関

本公募プログラムを主幹機関と連携して推進する国内の機関（大学等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)を共同機関と呼びます。共同機関は、本公募プログラムを推進するための共同機関の責任者として「共同機関責任者」を任命することとします。なお、共同機関の性質によっては、「**2.1 大学推進型の概要** 1) 本公募プログラムの支援内容」の(1)起業活動支援プログラム、(2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等のいずれかのみを実施することも可とします。また、(4)に関しては、主幹機関や他の共同機関と連携しながら実施することとします。

(3)主幹機関と共同機関の共同申請

主幹機関は、共同機関と連携して本公募プログラムを推進することとします。

(4)外部協力機関

外部協力機関は、主幹機関、共同機関が推進する本公募プログラムに協力する機関（国内外の大学・民間機関・地方自治体等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体))とします。外部協力機関と JST は直接の契約による資金提供は行いませんが、主幹・共同機関と協力することで、プラットフォーム向け

るスタートアップ・エコシステムに参画・貢献します。

(5)プログラム代表者

主幹機関に「プログラム代表者」を 1 名配置します。プログラム代表者は、プラットフォーム内のスタートアップ・エコシステムが目指すビジョンを、参画機関等の調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は、都市としてのスタートアップ・エコシステム構築に向けて、関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。

(6)プログラム共同代表者

全ての共同機関に、「プログラム共同代表者」を 1 名ずつ配置します。大学等におけるプログラム共同代表者は、主に産学連携部門に所属し、学内の起業家育成プログラム（学部・研究科や教務部門が実施するものも含む）、起業活動支援プログラム（技術シーズの発掘、事業化の検証、GAP ファンドによる資金支援、起業前後の立ち上げ支援、起業後のインキュベーション等）、起業環境の整備の現状を一貫して把握し、全学的な視野で中長期的な計画を立てて活動を推進します。大学等以外の機関におけるプログラム共同代表者は、自らの機関において実施する、大学等の起業家育成プログラムや起業活動支援プログラムの推進に資する活動や、その他プラットフォームの発展に資すると考えられる活動について、中長期的な計画を立てて推進します。

また、プログラム共同代表者は主幹機関のプログラム代表者や他の共同機関のプログラム共同代表者と主体的に意思疎通を図り、学内外の利害関係の調整を行うこととします。

(7)各支援内容に応じたプラットフォーム内の役割分担とマネジメント体制の構築

本公募プログラムでは様々な機関が多数参画し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを構築していくことが求められます。全ての参画機関が個別に起業活動支援プログラムや起業家育成プログラムに個々で取り組むのではなく、各機関の特色を生かした役割分担により、プラットフォーム全体のパフォーマンスを最大限に高めるためのマネジメント体制の構築を目指します。また、本公募プログラムでは内閣府により選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市との連携を必ず行うこととし、拠点都市内で複数のプラットフォームの提案が生じる場合、将来的には拠点都市内での連携を行うこととします。

2.3 本公募プログラムで実施すべき内容

本公募プログラムではスタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標に対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくか（プラットフォームとしての将来像）を定めた上で、以下の内容について必ず実施することとします。なお、ここでいうスタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標とは、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る公募の申請時に提出された書類のうち、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成計画」に記載されているビジョンや目標、それに準ずるもの、または、それ以降に拠点都市にて定められたビジョン・目標となります。

(1) 起業活動支援プログラムの運営

大学等の主に産学連携部門や起業支援を行う民間団体等が、プラットフォーム内の技術シーズを基にした起業や「大学発新産業創出プログラム（START）」の申請に向けて、起業活動支援プログラムの運営を推進します。具体的には以下の内容を必ず含めること。また、「第 6 章 Q&A」も参照すること。

- ・ 起業活動支援プログラムの実施内容を定めること。
- ・ 起業活動支援プログラムではプラットフォーム内で複数の参画機関が共同して技術シーズを探索・募集・審査・ハンズオン支援が実施できる体制を検討し、構築すること。
- ・ プラットフォーム内の各機関に所属する研究代表者（研究者、または学生(修士課程、博士課程)）の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考を行い、GAP ファンドを実施する大学等の数×2 件以上の研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムを実施すること。
 - ※選考会等に JST 担当者の参加を依頼する場合があります。
 - ※研究開発費（GAP ファンド）は目安として 1 件当たり最大 1000 万円程度を想定しています。
 - ※研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とすること。また、学部生は研究代表者となることはできません。
- ・ 研究開発課題の応募者情報(氏名、研究開発課題の概要)を JST に報告すること。JST で推進する「チーム推進型」との重複応募を確認するため、応募者情報が必要となります。
- ・ 起業活動支援プログラム運営の経験やノウハウがプラットフォーム内の各機関に蓄積・共有される仕組みを構築すること。
- ・ 大学発ベンチャーの株式・新株予約権の取得を進めること。
- ・ プラットフォーム内で Demo Day を開催（プラットフォーム間での連携や既存の Demo

Day に相当するような取り組みと連携しての開催を妨げない) し、全ての研究開発課題が Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表できること。

- ・各参画機関の規則等整備が不十分である場合は、整備すること。
- ・支援期間終了後の GAP ファンド運用や運営体制の維持等に必要な資金を確保するための中長期的な計画を定めて活動を推進すること。

(2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等

プラットフォーム内で起業家育成プログラムの受講を希望する者（学部学生、大学院生、シーズを持った若手研究者や企業の若手人材を含む）に対して、実践的な起業家育成プログラムを提供できる体制を整備するにあたり、必要な指導・支援人材の育成等を行います。具体的には以下の内容を必ず含めること。

- ・プラットフォーム内で起業家育成プログラムを実施するそれぞれの機関において、少なくとも 1 名以上の指導人材、または支援人材を新たに育成すること。
- ・海外大学を含む起業家育成プログラムの先端大学の知見を活用し、プラットフォーム内で少なくとも 1 つ以上は指導・支援人材の育成プログラムを構築・運営すること。
- ・構築・運営する指導・支援人材育成プログラムを通じて、以下に示す人数以上の指導・支援人材を育成する事。

「グローバル拠点都市」：5 名 + 参画大学数（名）

「推進拠点都市」：3 名 + 参画大学数（名）

- ・現時点で起業家育成プログラムを十分に実施できていない機関については、当該プログラムの実施を担当する指導者を選定し、自大学で起業家育成プログラムを提供できる体制を構築すること。
- ・支援期間終了後の起業家育成プログラムの持続的な運営に必要な体制や資金の確保を含め、中長期的な計画を定めて活動を推進すること。

(3)起業環境の整備

起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に必要となる環境を整備するための支援を行います。具体的には下記の内容を必ず含めること。

- ・プラットフォーム内で試作品を製作する機能を備えた起業活動の場の、適切な設置場所を検討すること。なお、試作機能を備えた起業活動の場を拠点内に複数箇所設けることは妨げない。
- ・特定の機関に起業活動の場を設ける場合、プラットフォーム内の他の機関の起業活動を行う者

も活用しやすいような工夫を施すこと。

- ・上記の検討結果に基づき、試作機器等の整備を行うこと。
- ・支援期間終了後の起業活動の場の持続的な運営に必要な体制や資金の確保を含め、中長期的な計画を定めて活動を推進すること。

(4)プラットフォーム内外のエコシステムの形成

起業家育成プログラムや起業活動支援の各機能がプラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みを構築します。具体的には以下の内容を必ず含めること。

- ・プログラム代表者及びプログラム共同代表者を中心としたプラットフォーム推進会議を設け、エコシステムの形成に向けたビジョン及びロードマップ等を作成し、その遂行の責任を負うこと。
- ・プラットフォーム推進会議での議論をスタートアップ・エコシステム拠点都市内の各ステークホルダーと共有する場を設けること。
- ・プラットフォーム内のネットワークを構築するための取り組み（コミュニティの設置やネットワークイベントの開催等）を企画・運営すること。
- ・同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から、複数のプラットフォームが採択された場合は、支援期間終了時まで、拠点都市内でスタートアップ・エコシステム推進に向けて一体的な取組ができるようにプラットフォーム間で連携・協力・統合していく仕組みを構築すること。

2.4 公募期間・選考スケジュール

申請締切：令和 3 年 2 月 1 日(月) 午前 12 時(正午) 【厳守】

選考スケジュールは以下を予定しています。

- ・ヒアリング審査：2 月上旬頃
※申請数が多い場合、書類審査によりヒアリング審査対象者を決定する場合があります。
- ・採択機関の決定・通知・発表：2 月下旬頃
- ・プログラム開始：3 月下旬頃

2.5 支援期間

契約締結日から令和 3 年度末まで

2.6 経費の内訳

プラットフォームからの申請額の上限は所属する拠点都市に応じて以下のとおりとします。申請に当たっては、本公募プログラムの実施内容に留意しつつ、プラットフォームとして必要と考える金額を申請してください。なお、採択時の支援額は、最終的に「SCORE 大学推進型 委員会」における審査や審議の結果等を踏まえ決定します。

【グローバル拠点都市に所属するプラットフォーム】

1 プラットフォームあたりの申請額上限：3.8 億円程度（直接経費）

【推進拠点都市に所属するプラットフォーム】

1 プラットフォームあたりの申請額上限：1.8 億円程度（直接経費）

※間接経費の上限は、直接経費の 30%までとします。

※なお、予算額の都合を鑑み、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが採択された場合や、プラットフォーム内の参画大学からの大学発ベンチャー創出数、参画大学の学生数、参画大学の単独特許出願数等の状況を踏まえ支援額を調整させて頂く場合があります。

2.7 採択予定機関数

8 プラットフォーム程度を採択予定。

2.8 応募要件

以下の(1)~(3) を全て満たしていることが応募要件となります。

※主幹機関単独での応募はできません。大学を含む最低 3 機関以上の複数機関が連携（特に複数大学の連携を強く推奨）し、プラットフォームを形成して申請することとします。なお、申請に当たっては、プラットフォームの取組が、所属するスタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置付けられている、または位置づけられる見込みがあることが必要です。

(1)主幹機関は、国内の大学・民間機関等（国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）とします。

共同機関は、国内の大学・民間機関等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)とします。

外部協力機関は、国内外の大学・民間機関・地方自治体等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体)とします。

なお、主幹機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画している必要があり、共同機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画、または支援期間終了時まで参画する見込みや、参画に対して合意が得られている必要があります。外部協力機関については、スタートアップ・エコシステム拠点都市へ必ずしも参画している必要はありません。

(2)主幹機関、共同機関は、共同で実施可能な起業活動支援プログラムや起業家育成プログラム等を構築すること。

※「1.1.2 本公募プログラムの目指す姿」の達成に向けて、プラットフォームとして事業化に挑戦できる技術シーズを一定数以上保有している必要があります。

※研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とすること。また、学部生は研究代表者となることはできません。

(3)主幹機関、共同機関は支援期間終了後の持続的な起業活動支援や起業家育成プログラム等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携した GAP ファンドの運営や起業家育成プログラムが実施できる体制の構築に向けて取り組むことが可能なこと。

特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関または共同機関として参画し経費を執行する際は、本公募プログラムの支援期間中に経費を執行することで、支援期間終了後も持続的にスタートアップ・エコシステムの実現に向けた貢献を継続できる体制を構築することが必要です。

また、START 事業、SCORE 事業における研究代表者の重複応募の制限については、「2.11.2 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の全体の流れ」の補足に記載がありますので、ご参照下さい。

(4)その他の留意事項

※同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが申請する際の留意事項

- ・同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが申請することは可能です。
- ・同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが申請し採択された場合、令和 3 年 8 月にスタートアップ・エコシステム拠点都市内でのプラットフォーム間の連携を含む、複数プラットフォームで合意を得たスタートアップ・エコシステムの全体像について、別途指定する様式にて提出をして頂きます。

※申請時点でスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画していない機関でも、今後主幹機関が属するスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画することが見込まれている又は参画について合意が得られている場合は、共同機関として申請することが可能です。

2.9 応募の制限

2.9.1 重複応募の制限

本公募プログラムにおいて、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

(1)機関は主幹機関、または共同機関として、どちらか 1 件のみ申請が可能です。

- ・機関は主幹機関として、同時に複数件申請できません。
- ・機関は共同機関として、同時に複数件申請できません。
- ・機関は同時に、主幹機関と共同機関に申請できません。

(2)令和 2 年度 9 月に SCORE 大学推進型に採択されている機関が主幹機関又は共同機関として本公募プログラムに参加する場合、「**2.1 大学推進型の概要** 1) 本公募プログラムの支援内容」の(1)の内容のうち GAP ファンドに該当する部分について、当該大学が SCORE 大学推進型内で既に実施または今後実施予定の GAP ファンドに該当する部分と重複する部分について支援対象外とします（支援する場合は、明確な切り分けが必要となります）。

(3)文部科学省の「官民イノベーションプログラム」において国から出資を受けた 4 大学が主幹機

関又は共同機関として参加する場合、「**2.1 大学推進型の概要** 1) 本公募プログラムの支援内容」の(1)の内容のうち GAP ファンドに該当する部分について、4 大学が交付を受けた特別運営費交付金を用いて実施している GAP ファンドに該当する部分と重複する部分について支援対象外とします（支援する場合は、明確な切り分けが必要となります）。

また、START 事業、SCORE 事業における研究代表者の重複応募の制限については、「2.11.2 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の全体の流れ」の補足に記載がありますので、ご参照下さい。

2.10 応募方法

2.10.1 申請

申請は e-Rad を用いて、プログラム代表者、及び、主幹機関の「事務代表者」により行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの2つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

2.10.2 申請書一覧

- ① 申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ② 申請様式 2：実績 (excel ファイル)
- ③ 申請様式 3：予算計画書 (excel ファイル)

※①②③を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 20MB 以下とすること。

④ ヒアリング説明資料（必須）

- ・ヒアリングの際のプレゼンテーション資料となります。
- ・プレゼンテーション発表時間は 15 分を予定しています。枚数に制限は設けませんが、発表時間を考慮し作成してください。
- ・PDF 形式で、サイズは合計 20MB 以下とすること。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。（下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご確認ください）

研究概要 必須 1000文字以内 発行、スペースは文字(カウント) あと1000文字

基本情報-申請書類			
名称	形式	サイズ	ファイル名
必須情報ファイル 必須	[pdf]	20MB	<input type="text"/> 閲覧 クリア
参考資料 ヒアリング説明資料 必須	[PDF (PDF)]	20MB	<input type="text"/> 閲覧 クリア

↑ アップロード

2.11 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の進め方と流れ

2.11.1 SCORE の管理・運営

- (1) 本公募プログラムでは、JST が競争的資金制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。
- (2) PD は、本公募プログラム全体の方針や運営等を統括します。
- (3) PO は、外部有識者等で構成される「SCORE 大学推進型 委員会」の委員長であり、本公募プログラムの運営の他、事前評価、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

2.11.2 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の全体の流れ

(1) 申請 締切：2月 1日（月）正午、e-Rad により申請

・プログラム代表者は申請書、ヒアリング説明資料を作成し、e-Rad により申請いただきます。



(2) 審査（ヒアリング審査は2月上旬頃）

・SCORE 大学推進型 委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。

- ・申請数が多い場合、書類審査により、ヒアリング審査対象者を決定する場合があります。
 - ・ヒアリング審査では、プログラム代表者から説明いただきます。
- 共同機関と連携する場合は、プログラム共同代表者も出席していただきます。



(3) 採択機関の決定

- ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・JST は主幹機関に採否を通知します。
※共同機関には主幹機関から連絡していただきます。
- ・JST のウェブサイトにて主幹機関/共同機関の機関名、プログラム代表者/プログラム共同代表者の氏名、役職等を掲載します。



(4) 研究開発計画書の作成

- ・プログラム代表者に研究開発計画書を作成いただきます。



(5) 契約 (契約締結は 3 月下旬頃)

- ・主幹機関と JST、及び共同機関と JST の間で委託研究開発契約を締結します。
- ・当初契約では、研究開発費及び設備・機器購入費を除いた費用のみ、JST から支払う予定です。
- ・契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できません。

※本公募プログラムの契約には、研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

詳しくは、「4.21 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」について」をご参照ください。

※本公募プログラムの契約には、研究機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。大学等のみ対応が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

詳しくは、「4.22 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」
をご参照ください。



(6) 実施

(1) 起業活動支援プログラム

研究開発課題の募集・選考

- ・プラットフォーム内で研究代表者^{*}の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考を実施していただきます。
- ・採択後、研究代表者は計画書を作成し、プログラム代表者及びプログラム共同代表者プログラム代表者が取り纏めます。
- ・学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、確認書を提出いただきます。
- ・研究開発費は、研究開発課題の決定後に変更契約を実施し、JST から支払う予定です。

起業活動支援プログラムの運営

- ・研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムの運営を推進します。
- ・プラットフォーム内で Demo Day を開催（プラットフォーム間での連携や既存の Demo Day に相当するような取り組みと連携しての開催を妨げない）し、全ての研究開発課題が Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表することとします。
- ・支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動を推進します。

(2) 起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等

- ・指導・支援人材の育成プログラム等を実施します。

(3) 起業環境の整備

- ・試作機器等の整備を行い、起業活動の場の運用を開始します。

(4) プラットフォーム内外のエコシステムの形成

- ・プラットフォーム推進会議やネットワーク構築のためのイベント、コミュニティ等の企画・運営を行います。
- ・各プラットフォームは、スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンを踏まえ、支援終了時点で達成を目指すエコシステムの全体像についてまとめた資料を令和 3 年 8 月を目途に JST に提出します。なお、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市内から複数のプラットフォームが採択されている場合、それらのプラットフォーム全てが一体となることを念頭

に、共通したエコシステムの全体像を資料にまとめて提出することとします。

(5) その他

- ・特に必要と認められた事項について、取組を推進します。



(7) 終了

- ・プログラム代表者は完了報告書を JST に提出し、機関の担当者は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・JST は、事後評価、追跡調査を実施します。

※研究開発課題の研究代表者の要件

- ・研究開発課題の研究代表者は以下の①～⑤の要件を、全て満たすこと。
- ① 応募時点において、所属する大学等の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは特許(出願中、出願予定を含む)、プログラム等をいいます。但し、学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とし、学部生は対象とはなりません。
 - ② 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
 - ③ 技術シーズについては、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。
 - ④ プラットフォームが目指すエコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
 - ⑤ 学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、学生及び指導教員が双方署名の上、以下の項目について確認したことを示す確認書を提出していただきます。
- 学生と所属機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めについて所属機関が合意すること。
- ・研究代表者の START プロジェクト支援型(with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型を含む) / SCORE「チーム推進型」/ SCORE「大学推進型」(拠点都市環境整備型を含む)における重複応募は以下の制限がありますので、研究代表者へ周知すること。

- ① START プロジェクト支援型を実施中の研究代表者は、SCORE「チーム推進型、大学推進型」の研究開発課題に申請できません。
- ② SCORE「チーム推進型、大学推進型」を実施中の研究代表者は、START プロジェクト支援型に申請できません。
- ③ SCORE「チーム推進型」への研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「大学推進型」の研究開発課題に申請できません。
- ④ SCORE「大学推進型」の研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」の研究開発課題に申請できません。

2.12 選考方法

2.12.1 選考の流れ

「2.11.2 拠点都市環境整備型（SCORE 大学推進型）の全体の流れ」を参照ください。

2.12.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメント

総括責任者、プログラム代表者が「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする提案を行い、「共同研究開発機関に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、総括責任者、プログラム代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、総括責任者、プログラム代表者と「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究開発機関をいいます。なお、a 及び b については総括責任者、プログラム代表者のみではなく、総括責任者、プログラム代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 総括責任者、プログラム代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 総括責任者、プログラム代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 総括責任者、プログラム代表者が株式を保有している機関。
- d. 総括責任者、プログラム代表者が実施料収入を得ている機関。

「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする場合、申請書にて「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」が共同研究開発機関に含まれていることを申告してください。

なお、総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本公募プログラムが採択し、研

究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等为了避免するために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画者の所属機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本公募プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本公募プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.13 選考の観点

審査にあたっては、スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標に対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくか（プラットフォームとしての将来像）という観点を元に、更に個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

(1)起業活動支援プログラムの運営

【目指す姿】

- ・ 研究開発課題の目標数は現状を踏まえて意欲的であり、その根拠は明確か。
- ・ 複数の参画機関の技術シーズを積極的に発掘・審査し、起業に向けた支援ができる体制の構築等について実現可能な目標が設定されているか。

【実施状況・課題】

- ・プラットフォーム内における GAP ファンドの構築・運用状況や起業活動支援体制の整備状況やそれら課題についての分析が適切になされているか。

【取組内容・実施計画】

- ・運営スケジュールは妥当か。
- ・研究開発課題の募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査体制は妥当か。
- ・研究開発課題への支援体制や支援プログラムの内容は妥当か。

(2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等

【目指す姿】

- ・プラットフォーム全体として、今後提供したい起業家育成プログラムの内容及び受講者の規模等は意欲的かつ実現可能な目標が設定されているか。
- ・上記起業家育成プログラムを提供するための指導・支援人材の育成数や、育成の仕組みや体制づくりの目標が設定されているか。

【実施状況・課題】

- ・現状の起業家育成プログラムの実施状況や、起業家育成プログラムや指導・支援人材の不足等の課題について分析がなされているか。

【取組内容・実施計画】

- ・指導・支援人材を育成するための仕組みや体制づくりの内容は妥当か。
- ・運営スケジュールは妥当か。

(3)起業環境の整備

【目指す姿】

- ・プラットフォーム全体として、配置する設備機器や起業活動の場とその活用・運用の仕組み、運用体制等について、実現可能な目標が設定されているか。

【整備状況・課題】

- ・プラットフォーム内の起業環境の現状が整理・分析されているか。

【取組内容・整備計画】

- ・試作機器等の整備や起業活動の場の運用スケジュールは妥当か。
- ・整備する起業活動の場の想定場所や規模、整備する機器等は妥当な内容になっているか。

(4) プラットフォーム内外のエコシステムの形成

【目指す姿】

- ・エコシステムの形成に向け、プラットフォーム内外の各機関との連携に向けた目標が適切に設定されているか。

【連携状況・課題】

- ・プラットフォームにおける現状の連携状況や課題等について整理・分析がなされているか。

【取組内容・実施計画】

- ・プラットフォーム推進会議の設置や、その運用体制、スケジュールについて提案されているか。
- ・プラットフォーム内外の各参画機関のネットワークが構築されるような仕組みが提案されているか。
- ・産学官金のネットワークを構築し、それぞれの機関に持続的かつ適切に利益が分配される仕組みの構築について提案がされているか。

(5) 経費執行計画

- ・経費執行計画は適切か。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、プログラム代表者は支援期間(令和 3 年度末まで)の全体を通じた全体計画書、年度毎の年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。また、プログラム代表者は研究開発課題決定後、研究代表者が作成する研究開発課題の計画書も取り纏めます。

※ 計画書で定める体制および予算は、PO（プログラムオフィサー）によるマネジメント、評価の状況、本公募プログラム全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究機関の採択後、JST は研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では本公募プログラムを実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(45 ページ ~) をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 プログラム推進費と研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、プログラム推進費と研究開発費として研究機関に支払います。

・プログラム推進費：

研究開発費以外の起業活動支援プログラムの運営、起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等、起業環境の整備、プラットフォーム内外のエコシステムの形成、その他 JST が特に必要と認めた事項に使用する費用。

例：支援人材の人件費、外部有識者への謝金、旅費、起業活動支援プログラムの外注費

※一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関または共同機関として参画し経費を執行する際は、本公募プログラムの支援期間中に経費を執行

することで、支援期間終了後も持続的にエコシステムの形成に向けた貢献を継続できる体制を構築することが必要です。

※企業等(大学等以外)について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、支援終了後は企業等で有償貸借や買い受けが必要になります。

執行に際しては特に注意が必要ですので、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

また、「第 6 章 Q&A」をご確認ください。

・研究開発費：

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用。

※大学等のみ「研究開発費」を執行できます。企業等は研究開発費を執行できません。

3.3.1 プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）

プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）とは、プログラム推進と研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者・支援者等（但し、研究担当者を除く）の人件費、謝金

※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。

※総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の人件費は支出できません。

※各研究開発課題の研究開発費における人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の総額（全研究開発機関の合計）の 50%以内とします。評価の結果を基に、契約前に JST が承認した場合に限り、人件費・謝金の合計が直接経費の総額の 50%を超える研究開発が可能です。

なお、JST では本公募プログラムに参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

d. その他：a, b, c の他、プログラム推進と研究開発を実施するための経費（※2）

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※研究開発費で執行する外注費は、原則として、各年度の直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.11 研究設備・機器の共用促進に係る事項」（58 ページ）をご参照ください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

3.3.2 直接経費として支出できない経費の例

- ・ 目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一

部の項目について、本公募プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.3 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4 評価

- ・ JST は、サイトビジット、進捗報告会、報告書等による進捗確認を実施します。進捗評価の結果により、計画の見直し等を求めることがあります。また、評価結果によっては、支援期間中であっても、活動経費の増額・減額や活動の中止などの措置をとることがあります。
- ・ JST は、事業終了年度、または翌年度に事後評価を実施します。また、評価結果は公開する予定です。
- ・ JST は、追跡調査を実施します。

3.5 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等

- (1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
 - a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
 - c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI） e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 総括責任者

本公募プログラムの全体の責任者は総括責任者が務めます。本公募プログラムで実施する内容について、全ての責任を負います。

(3) 共同機関責任者

共同機関で実施する内容について、全ての責任を負います。

(4) プログラム代表者

拠点都市内のスタートアップ・エコシステムが目指すビジョンを、参画機関等の調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は都市としてのエコシステム構築に向けて、主体的にプラットフォーム内外の関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。

(5) プログラム共同代表者

主幹機関及び共同機関における起業家育成プログラムや起業活動支援プログラム等の起業活動支援内容を一貫して把握し、全学的な視野を持って機関内の活動を推進します。また起業活動支援プログラムの運営及び実践的な起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等に向けた活動の実務を中心的に行います。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「【参画機関】」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。

研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020_start_keiyakusho.pdf

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.21（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（65 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.22（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（66 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本公募プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、

発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。

また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的

とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.7.2 EDGE-NEXT について

平成 29 年度から文部科学省にて次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation）を実施しており、5 コンソーシアム（主幹機関【東北大学、東京大学、名古屋大学、九州大学、早稲田大学】）に対して、アントレプレナー育成に係る高度なプログラム開発等、エコシステム構築に資する支援を行っています。

SCORE に参加する方は EDGE-NEXT との連携も是非ご検討ください。

- 次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）について

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/edge/1346947.htm

- EDGE-NEXT 参加大学へのリンク

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/edge-next.html>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プログラム代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」(73 ページ) をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

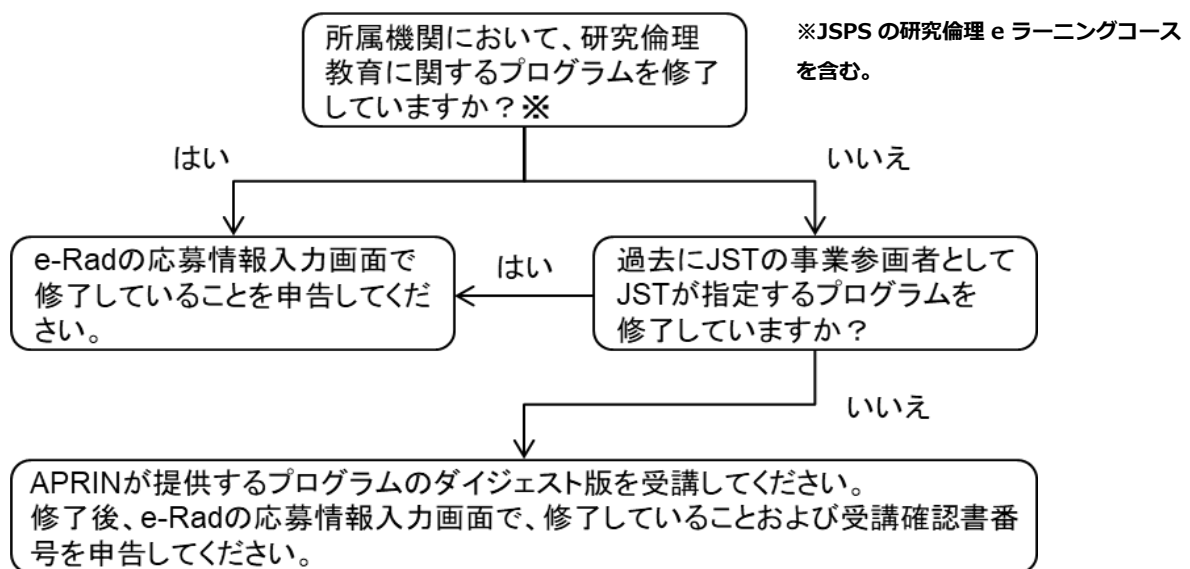
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : score-u@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本公募プログラムに参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN(旧 CITI)の単元を修了している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金及び提案公募型研究資金（以下「競争的資金等」といいます。）が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ）の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態

であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

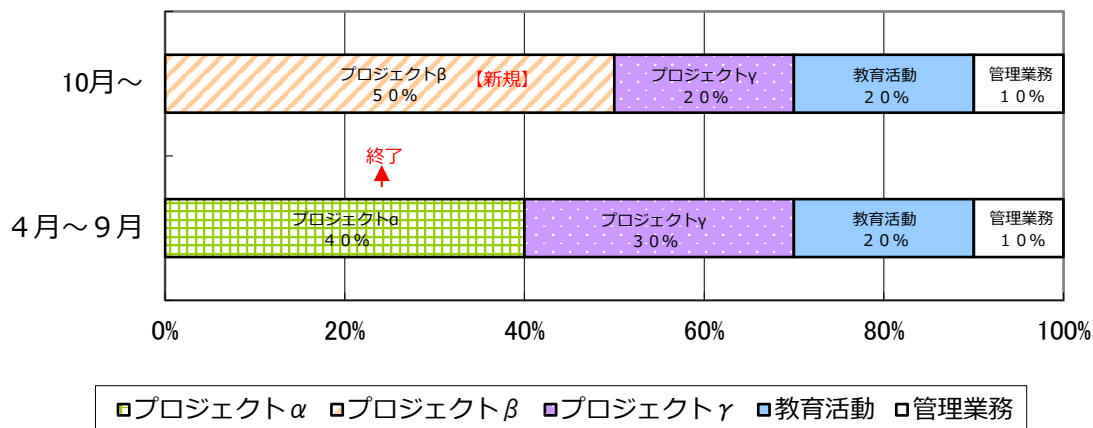
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以 外 ①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※ 2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公

表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等^{*}において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和 2 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020asteps309betsu.pdf>

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

本事業では、プログラム推進費内での費目間流用、研究開発費内での費目間流用は直接経費総額の 50%以内とします。プログラム推進費と研究開発費との間の流用はできません。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文科科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.ht

m

- 競争的資金における使用ルール等の統一について
(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について (合算使用)」
(令和 2 年 3 月 31 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

4.12 博士課程 (後期) 学生の処遇の改善について

第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程 (後期) 学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程 (後期) 在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人における T A (ティーチング・アシスタント) や R A (リサーチ・アシスタント) 等としての博士課程 (後期) 学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議) においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標として、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費における R A 等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

この他、「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(審議まとめ)(平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会) や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会) においても、競争的資金や企業との共同研究等を含め多様な財源を活用した支援が必要であるとされ、博士課程 (後期) 学生の R A への積極雇用や処遇の充実や T A の充実、研究時間確保に向けた取組としても T A の積極的な導入による教員の授業負担の軽減が求められています。

また、博士課程 (後期) 学生が R A 等として業務の補助を行う場合は、その補助業務に対して適

正な対価を支払う必要があると考えられます。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準については生活費相当額とすることを目指しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程（後期）学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・生活費相当額の給与水準として、年額では 180～240 万円程度、月額では 15～20 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。その際、業務の性質や内容を踏まえつつ、時間単位に基づく支払い以外にも月単位や年単位に基づく支払いを行うことも考えられます。

※生活費相当額の給与水準（年額 180～240 万円程度）について

第 5 期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士（後期）課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額 180 万～240 万円としています。

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程（後期）学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文科科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の

観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

4.14 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和2年4月10日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.16 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf

4.17 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するため

に、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 : 03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.19 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SCORE University Promotion Type Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJST + 数字 4 桁 (課題番号) です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This research was supported by JST SCORE University Promotion Type, Grant Number JPMJSTxxxx, Japan.

【和文】

本研究開発は、JST SCORE 大学推進型、JPMJSTxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.20 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.21 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出が

ない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.22 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチ

チェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※ (不正が認定された年度の翌年度から)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.23 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.24 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト

において公開します。

4.25 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

4.26 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本公募プログラム実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.27 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.28 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「5.4 具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関はプログラム代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

（2）e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

＜注意事項＞

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 20MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当 JST 産学連携展開部 START 事業グループへ問い合わせてください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、事業担当まで連絡してください。

PDF ファイルに関する注意点

- ・ PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

（3）その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

（1）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) か

ら参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

（2）e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本公募プログラムの公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail : score-u@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

- START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>
- ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

（3）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・ e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。さらに締切当日は e-Rad が混雑し、著しく時間を要する恐れがありますので早期に e-Rad への入力を始めてください。

- ・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存できます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

- ・研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

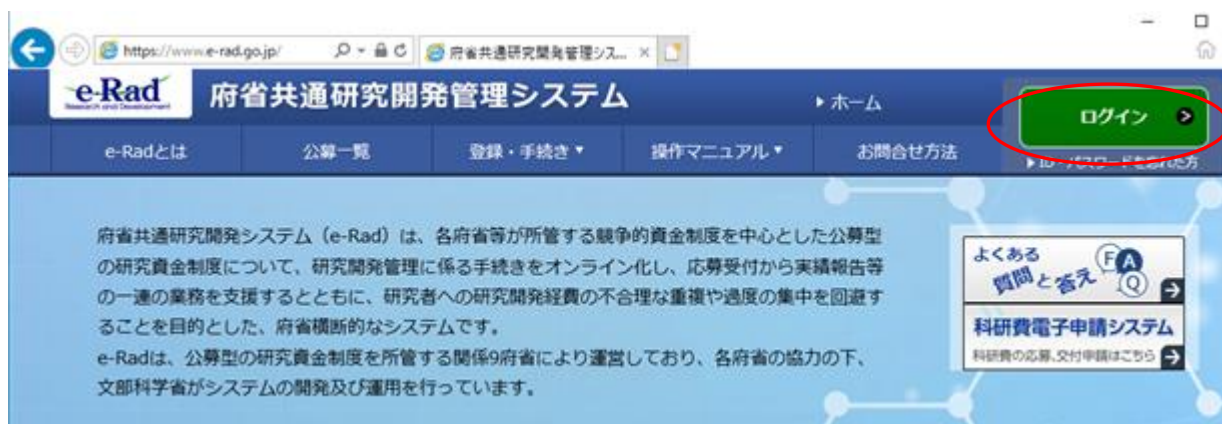
募集締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。ただし、募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください（e-Rad が 混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあるため）。

■ 応募情報の入力

- ・申請書からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ・申請書を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているか確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面 <https://www.e-rad.go.jp>

右側の「e-Rad へのログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

主幹機関の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に「SCORE」と入力して「検索」をクリック
3. 表示された「START 社会還元加速プログラム (SCORE) 大学推進型（拠点都市環境整備型）2020」の「応募する」をクリック



【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：「申請様式 1」 「1. 基本情報」の「主幹機関の機関名」を転記
- ・ 一時保存中の課題を配分機関に公開する：「公開しない」を選択



・「基本情報」タブ

研究期間（開始）：2021

研究期間（終了）：2021

研究分野（主）：「研究の内容」として“その他”を選択、

「キーワード」には“起業活動支援”を記載

研究分野（副）：記入不要

研究目的：“起業活動支援プログラムの運営”と記載

研究概要：「申請様式 1」の「2. 概要、(2-1)起業活動支援プログラムの運営」に記載の内容を転記

基本情報・申請書類：該当する資料をそれぞれアップロード

・応募情報ファイル⇒「①申請様式 1、②申請様式 2、③申請様式 3」を結合した PDF ファイルをアップロード

・ヒアリング説明資料⇒PDF ファイルをアップロード

The screenshot shows the 'Basic Information' tab selected in the e-Rad system. The form is divided into several sections:

- Basic Information:**
 - Research Period (Start): 2021 (Required)
 - Research Period (End): 2021 (Required)
 - Main Research Field: Other (Selected)
 - Keywords: 起業活動支援 (Entered)
 - Research Purpose: 1000 characters or less (Entered: 起業活動支援プログラムの運営)
 - Research Summary: 1000 characters or less (Empty)
- Application Documents:**

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	20MB	[Input field]
参考資料	[PDF (PDF)]	20MB	[Input field]

・「研究経費・研究予算」タブ：

＜研究経費項目＞「申請様式 3」をもとに各経費の希望予算額を転記

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1. 費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2. 年度別経費内訳

		2021年度	合計
直接経費	プログラム推進費 <small>必須</small>	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	研究開発費 <small>必須</small>	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	小計	0 円	0 円
間接経費	間接経費 <small>必須</small>	<input type="text"/> ,000 円	0 円
合計		0 円	0 円

研究組織

＜研究組織項目＞「申請様式 3」をもとに各経費の希望予算額を転記（初年度予算額のみ）

共同機関がある場合は、「行の追加」ボタンで欄を追加してください

研究組織

1. 申請額 (初年度) の入力状況

「1. 申請額 (初年度) の入力状況」を確認しながら、「2. 研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2. 年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2. 研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加 選択行の削除

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先 住所 電話番号 メールアドレス	直接経費 間接経費 (千円) <small>必須</small>	研究者人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
<input type="text"/>	<input type="text"/>	(姓) ○○ (名) ○ ○○ (姓) ○○ (名) ○ ○○	東京都○○区○○ 番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.ac.jp	<input type="text"/> 千円 <input type="text"/> 千円				

行の追加 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

- ・「個別項目」タブ：確認事項をチェック。また、プログラム代表者の氏名、フリガナ、所属・役職、e-Rad 研究者番号を記載

The screenshot shows the '個別項目' (Individual Items) tab of the e-Rad application form. The tab is circled in red. The form contains several confirmation questions and input fields for applicant information.

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
<p>【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。</p>			
<p>【確認】「研究機関における公的研究員の管理・監督のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。</p>			
<p>【確認】本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(虚偽、改ざん及び盗用)並びに研究員の不正使用を行わないことを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。</p>			
<p>【確認】本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。</p> <p><input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。</p>			
<p>【確認】研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(eAPRIN(IBCITI))</p> <p><input type="radio"/> 所属機関での研究倫理教育に関するプログラムを修了している</p> <p><input type="radio"/> JST事業等で eAPRIN(IBCITI)を修了している</p> <p><input type="radio"/> eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)</p>			
<p>【確認】eAPRINダイジェスト版を修了している場合、受講確認番号(数字7桁+ARD)を入力してください。(該当者は必須)</p> <p>_____</p>			
<p>■プログラム代表者(本プログラムの実運用を中心に推進する理学連携部門の方)</p>			
<p>氏名 必須 _____</p>			
<p>フリガナ 必須 _____</p>			
<p>所属・役職 必須 _____</p>			
<p>e-Rad研究者番号 必須 _____</p>			

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

i 提出する応募提案書ファイル（PDF）は「応募内容提案書のプレビュー」ボタンから参照・取得できます。提出後に応募提案書ファイル（PDF）を参照・取得したい場合は、メニュー「提出済の課題>課題一覧」から対象の応募を選択してください。以下の内容で設定します。よろしければ「この内容で提出」をクリックしてください。

応募（入力内容の確認）

入力内容を確認して、よろしければ、「この内容で提出」ボタンを押してください。
修正がある場合は、「戻る」ボタンを押してください。

[基本情報](#) [研究経費](#) [研究組織](#) [個別情報](#) [応募・受入状況](#)

公募年度／公募名	2020年度/令和2年度 SCORE大学推進型（拠点都市環境整備型）
課題ID／研究開発課題名	/テスト

基本情報

新規・継続区分	新規
研究期間（西暦）	（開始）2021年度から（終了）2021年度まで

戻る 応募内容提案書のプレビュー **この内容で提出**

【応募の提出完了】画面

正しく提出が行われると、提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで JST へ提出されたこととなります。



第6章 Q&A

【申請要件・方法等】

Q1 複数機関による共同申請は可能か。

A1 可能です。但し、主幹機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市に既に参画している必要があり、共同機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市に既に参画している、または主幹機関が属するスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する見込みがある、又は参画について合意が得られている場合は、共同機関として申請することが可能です。

Q2 海外の大学も申請は可能か。

A2 海外の大学は申請できません。

Q3 公益財団法人は申請可能か。

A3 一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請は可能です。但し、研究開発費の執行はできません。

Q4 地方独立行政法人は申請可能か。

A4 主幹機関としての申請はできません。共同機関としての申請は可能です。但し、公立大学等の大学は主幹機関として申請可能です。

Q5 主幹機関、共同機関は共に、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組みをすることが必要か？

A5 必要です。また、支援期間終了後、プラットフォーム内で持続的な起業活動支援をするために必要な資金の確保等の取り組みも必要となります。

Q6 すでにベンチャーを起業した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A6 すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的であれば本制度の趣旨と異なり、研究代表者とはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。詳細は機関の選考の観点等で検討してください。

- Q7 学生は、研究開発課題の研究代表者となれるか。
- A7 修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。但し、研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内としてください。学部生は研究代表者となれません。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。
- Q8 研究開発課題の研究代表者が同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。
- A8 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。
また、研究代表者の START/SCORE(チーム推進型)/SCORE(大学推進型)における重複応募制限がありますので「2.11.2 拠点都市環境整備型 (SCORE 大学推進型) の全体の流れ」の補足をご確認ください。
- Q9 研究開発課題の研究代表者は SCORE(大学推進型)の活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ (共同出願特許) を用いることは可能か。
- A9 可能ですが、事業化に妨げが無いことの確認が必要です。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。詳細は機関の選考の観点等で検討してください。
- Q10 研究開発課題の研究代表者の技術シーズは、特許化前の技術でも良いか。
- A10 既に特許化していることが条件ではありません。但し、特許化可能な技術シーズについては、本公募プログラム実施中に特許出願を必ず目指してください。詳細は機関の選考の観点等で検討してください。
- Q11 研究開発課題の研究代表者は、民間企業から大学に転籍した研究者であり、大学での技術シーズ (特許) は未取得だが、過去に行った発明で民間企業が原権利を保有する特許があり、それをもとに研究代表者として申請することは可能か。
- A11 本制度は大学等発ベンチャー創出を目指すものであり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとしての申請はできません。
- Q12 申請書は直接持参して提出することは可能か。

A12 e-Rad のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加資料等に限り、郵送や宅配便（着払い不可）での提出を可とすることもあります。

Q13 申請書の受領書はもらえるのか。

A13 申請書は e-Rad にて申請いただきますが、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。

Q14 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A14 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いします。

【本支援による活動等について】

Q15 支援期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A15 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q16 研究開発課題の研究代表者が起業することは可能か。

A16 SCORE は起業前支援なので期間内の起業は想定しておりませんので、原則、SCORE の早期卒業となります。

【経費全般】

Q17 本公募プログラムの遂行に係る経費について、採択されたプラットフォームに参画している機関以外の執行は可能か。

A17 JST と契約を締結している機関のみ執行は可能です。また、JST と契約を締結している機関は研究開発要素を含まず、仕様書で定める内容を外注することは可能です。

Q18 経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

A18 本公募プログラムを遂行する場合には、研究開発費は国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。

・経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本公募プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。

Q18 費目間の流用はできるか。

A18 本制度の目的に合致することを前提に、費目間流用については、JST の承認を経ずに、プログラム推進費内での費目間流用、研究開発費内での費目間流用は直接経費総額の 50%以内とします。プログラム推進費と研究開発費との間の流用はできません。

Q19 間接経費は措置されるか。

A19 原則として直接経費の 30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q20 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A20 間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な用途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q21 特許経費は支出できるか。

A21 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」(※) も活用できますので、ご相談ください。

※ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html 参照

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

Q22 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A22 機関内の施設等の場合、基本的には、機関が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本制度に専用を使用する場合、かつ機関の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出について証拠書類をもとに認めます。

Q23 本公募プログラムとして出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A23 進捗の評価や研修出席等、本公募プログラムの活動と直接関係があるものには支出できます。

【企業等の経費執行・管理】

Q24 企業等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A24 以下のとおりです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者。
- ・なお、総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者に対する給与等は、直接経費より支出することができません。
- ・専従者の取扱いについて
研究開発機関が支払った実費により計上を行ってください。作業月報又は作業日誌を作製していただきます。
- ・兼業者の取扱いについて
兼業者の人件費は、計画時点の見込ではなく、実態の従事率をもとに、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を人件費精算書及び作業日誌により適切に按分の上、計上してください。

※証拠書類について

- ・人件費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、給与規程等及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究開発機関において整備・保管してください。また、下記に記載のとおり、【提出書類】として、書類（写し）を提出していただきます。なお、【保管書類】についても、書面調査又は実地調査において、書類（写し）の提出・提示

を求める場合があります。ただし、非専従者（兼業者）人件費にかかる証拠書類については、従事状況（割合）の実際を確認する必要があるため、人件費内訳書原本・作業日誌（写し）のほか、労働カレンダー、出勤簿、タイムカード、支給額明細書等の書類（写し）の提出をお願いします。（所定の勤務時間を確認するため、就業規則等の社内規定等の提出をお願いする場合があります。）

【提出書類】

- 雇用条件を証する書類（例：契約書、備上決議書、労働条件通知書、従事証明書等）
＜対象：新規採用社員・派遣社員＞

- 勤怠管理書類（例：作業日誌・タイムシート等の従事日時・従事内容がわかる書類）
＜対象：直接雇用者・派遣社員＞

- 非専従者（兼業者）について従事時間を確認する書類（例：社内規定・労働カレンダー等）
＜対象：直接雇用者（非専従者(兼業者))＞

- 給与支給明細書類
＜対象：直接雇用者＞

- 支出を証する書類（例：振込明細書や領収証等。派遣社員の場合は請求書も提出）
＜対象：直接雇用者、派遣社員＞

【保管書類】

- 社内規程、労働カレンダー等
＜対象：直接雇用者（非専従者（兼業者））以外＞

※ 保管書類の提出は必須としておりませんが、JST が求める場合には提出していただく必要があります。

※ 保管書類については、人事情報である等の理由により研究開発実施部署で保管せず、人事部等で保管していただいても結構ですが、実地調査等の要請があつ

た場合には閲覧できるようにしておいてください。

※その他の留意事項

- ・研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
- ・人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。
- ・委託研究契約期間外の人件費は計上できません。

Q25 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何か。

A25 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。委託研究開発費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より税務処理にて国へ納付することになります。このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接費に計上することが出来ません。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として定率を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額 8%を乗じるなど）※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については機関の取扱いに従って下さい。

- a. 人件費（うち通勤手当を除く）
- b. 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- c. その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際に国外に参加費を支払う場合や国外で発生する役務費など。）
- d. 内部取引での調達

Q26 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の人件費以外で、直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。

A26 以下のとおりです。

- ・当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適切と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当

するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）

- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの
- ・「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」、「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの
- ・その他、精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

Q27 企業等について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償賃貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か。

A27 JST に返却されたとしても使用の可能性は限りなく低いため、研究期間終了後、取得物品および提供物品のうち JST 帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。

Q28 企業等について、取得物品買い受けの額を事前に確認することは可能か。

A28 JST の物品売却の前提となる評価額の具体をお示しすることはできませんが、取得価額の 5% 相当額を下回ることはなく、取得の時期にもより増減しますが、4 年間の有償賃貸借後の買い受けの場合、取得価額のおおよそ 5~10% 程度になるものと認識ください。

Q29 企業等の委託研究開発費の支出に関し、研究に必要なものを法人の子会社、また自社内に発注し、委託研究開発費で支払って良いか。研究参画機関から調達を行うことは可能か。同様に、自己資金の場合は認められるのか。

A29 100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、複数者からの見積り合わせに含めることにより他者よりも安価であれば委託研究開発費からの支出が可能です。何らかの理由により見積り合わせが実施できない場合には、選定理由書の作成と利益排除をしていただくことを条件に、委託研究開発費での支出が可能です。研究参画機関から調達を行う場合は、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に JST へご相談ください。1 契約が税込 100 万円未満の場合は、利益排除手続きを省略することも可能ですが、自社内での調達については金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。自己資金についても同様です。

- ・研究開発機関の持分比率が連結決算ベースで 100%となる子会社・孫会社、又は自社（以

下、「対象機関」といいます。) から調達を行う場合、2 者以上 (対象機関を含まない) による競争の結果、対象機関からの調達額が他者以下となる場合は、利益排除は不要です。

- ・利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした書類を整備し提出していただきます (様式任意)。
 - ・対象機関から役務の調達を行う場合は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。
 - i) 自社からの調達の場合は、当該役務を行う者が研究者等の所属する部署以外に属する者であること
 - ii) 仕様等により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないこと
- ※研究開発要素を含む作業を自社の研究者等に依頼する場合は、当該研究者等を全体研究開発計画書上の研究参加者として登録の上、必要に応じて人件費等の経費を計上してください。(委託研究開発費の支払い)

Q30 委託研究開発費は、どのように支払われるのか。

A30 企業等については、原則として各年度、四半期毎に概算支払いさせていただきます。具体的には、年次研究計画として作成された経費計画に基づき、当該四半期の支払いに必要と見込まれる額を当該四半期の期初に請求いただき、お支払いします。ただし、契約締結前、又は契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果、以下に記載する JST 指定の支払い方法 (特に JST が指定する支払い方法) とする場合があります。「特に JST が指定する支払い方法」については、事業年度毎に決定し、前年度中に対象となる研究開発機関に通知を行うこととしますが、研究開発費の支出状況報告が期日までに提出されない場合や、研究開発費の支出状況を JST が確認した際に、四半期毎の所要額と実際の支払いとに大きく乖離が見受けられる場合には、年度の途中であっても、「特に JST が指定する支払い方法」に変更する場合があります。

記入要領、記入例は削除して提出ください

(申請様式 1)

A4・30 枚以内を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいように作成。適宜、図や表を活用すること。
共同機関が複数ある場合は、A4・30 枚を超えても問題ないが、冗長にならないように留意すること。

SCORE - 大学推進型 (拠点都市環境整備型) - 申請書

令和 年 月 日提出

1. 基本情報

本公募プログラムにおけるプラットフォームの名称:「〇〇」

※名称について記載ください。

プラットフォームの取組が、所属するスタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置づけられているか、コンセンサスを得られているか

スタートアップ・エコシステム拠点都市の担当者(所属)

※本公募プログラムへの応募について、スタートアップ・エコシステム拠点都市全体又は一部(代表申請者や申請担当者、事務局や幹事機関等)に対しての相談や説明等を通じて、プラットフォームの活動が拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置づけられるよう、ステークホルダー間で何らかの認識共有・合意形成が得られていることが応募要件となります。○、×、相談済み、一部機関間で合意済み 等を記載ください。

主幹機関

機関名	〇〇大学等	
総括責任者	フリガナ 氏名	※主幹機関が大学の場合は理事、副学長、学長等の 役職の方を想定
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 代表者	氏名	※設置については任意です。不要であれば欄を削除ください。
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 代表補佐	住所	※〇〇へ参画済
	電話番号	
	電子メールアドレス	
	住所	
スタートアップ・エコシステム 拠点都市への参画状況		

共同機関 1

※共同機関数に応じて表を追加してください

機関名	〇〇大学等	
共同機関 責任者	フリガナ 氏名	※共同機関が大学の場合は理事、副学長、学長等の 役職の方を想定

	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 共同代表者	氏名	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 共同代表補佐	※設置については任意です。不要であれば欄を削除ください。	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
スタートアップ・エコシステム 拠点都市への参画状況	※〇〇へ参画済／参画見込み／参画合意済	

共同機関 2

機関名	〇〇大学等	
共同機関 責任者	フリガナ 氏名	※共同機関が大学の場合は理事、副学長、学長等の 役職の方を想定
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 共同代表者	氏名	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 共同代表補佐	※設置については任意です。不要であれば欄を削除ください。	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
スタートアップ・エコシステム 拠点都市への参画状況	※〇〇へ参画済／参画見込み／参画合意済	

2. 概要

プラットフォームとしての実施概要について簡潔に記載してください。

(1)実施予定期間

2021年4月 開始予定～2022年3月末日 終了予定

(2)概要

(2-1)起業活動支援プログラムの運営 研究開発課題の予定数:合計〇〇件

(2-2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等 育成人数:合計〇〇人

(2-3)起業環境の整備

(2-4)プラットフォーム内外のエコシステムの形成

A4一枚以内で記載してください。以下の各項目について**目指す姿、課題、取組内容や実施計画**について簡潔に記載してください。

(2-1)起業活動支援プログラムの運営

- ・ 起業活動支援プログラム(研究開発課題の予定数、募集・選考、支援体制等)等について記載してください。

(2-2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成

- ・ 起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成(育成数、人材の確保・育成の仕組みの検討(ファカルティ・ディベロップメント(FD)プログラムへの教員等の派遣、指導者養成プログラムの開発)等)と、育成した人材の今後の活動予定について記載してください。

(2-3)起業環境の整備

- ・ 起業活動に必要な機器の整備や、機器の運用の場、運用方法や体制等について記載してください。

(2-4)プラットフォーム内外のエコシステムの形成

- ・ スタートアップ・エコシステムを拠点都市内で形成するための取組(計画・ビジョンの策定、プラットフォーム推進会議の設置、イベントやコミュニティの設置等のネットワーク構築(グローバル拠点都市については特に海外との連携も含む)等)について記載してください。

3. 体制

(1) 推進体制

(1-1) 大学等

主幹機関: ●●大学等

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。申請の際は「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」を記載してください。この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。詳細は公募要領をご確認ください。 </div>			
			○%

共同機関 1: ●●大学等

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
○○ ○○	産学連携本部 本部長	共同機関責任者	○%
○○ ○○	産学連携本部 教授	プログラム共同代表者	○%
□□ □□	産学連携本部 係長	全体調整	○%
			○%
			○%

(1-2) 外部協力機関

機関名	氏名	役職	役割分担
○○社	○○ ○○		研修講師
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> 外部協力機関がなければ、記載は不要です。 </div>			

(1-3) 機関の連携体制 (共同機関、外部協力機関との連携)

<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> 機関連携の体制や、各機関（主幹機関、共同機関、外部協力機関）の役割分担等について、図や表等を用いて、わかりやすく記載してください。 </div>			
--	--	--	--

(1-4) 各機関 (主幹機関及び共同機関) の取組計画

		(2) 起業家育成		(4) エコシステムの構築
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> 以下の(1)~(3)の各項目の実施有無について機関ごとに○/×を記載してください。 (1)は GAP ファンドにより研究開発課題を採択する予定のある機関全てに○を記載してください。 </div>				
主幹機関	○○大学	○/×	○/×	○/×

共同機関 1					
共同機関 2					

※エコシステムの形成はプラットフォーム内の全機関で協力・連携して実施のため記載不要です。

4. プラットフォームとしての将来像

以下の各項目について、本公募プログラムによる支援終了時点での、プラットフォームとしての取り組みの内容や枠組み(目指す姿)、支援終了後の持続的な取組について記載してください。

スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンに対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくか(プラットフォームとしての将来像)

スタートアップ・エコシステム拠点都市として目指すビジョンを記載するとともに、その実現に向けて本プラットフォームが果たすべき役割・貢献しうる内容等について、起業活動支援プログラム、起業家教育プログラム、起業環境の整備、プラットフォーム内外のエコシステムの形成・推進といった観点も踏まえつつ記載してください。

(1) 起業活動支援プログラムの運営

・本公募プログラムを通じて達成を目指す、支援終了時点での起業活動支援プログラムの枠組み(全体像)

GAP ファンドの運用(一大学にとどまらない広域的な GAP ファンドの仕組みや体制づくり等)、支援体制の構築、規則整備等について記載してください。

・スタートアップ・エコシステム拠点都市において、起業活動支援プログラムが持続的に取り組まれていく仕組み

GAP ファンドの運用等について、スタートアップ・エコシステム拠点都市全体において将来に渡って取り組んでいくための、人的・資金的リソースの持続的な確保策等について記載してください。

(2) 起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等

・本プラットフォームで目指す起業家育成プログラムの枠組み、スタートアップ・エコシステム拠点都市における起業家育成の取組の中の位置づけ(全体像)

本公募プログラムでは、起業家育成プログラムそのものの実施・運営に直接経費を充てることは原則としてできませんが、指導・支援人材の育成を検討するにあたって、それらの人材がどのような起業家育成プログラムに取り組んでいくのか、スタートアップ・エコシステム拠点都市全体での起業家育成の枠組みを記載してください。

・上記の実現に向けて本公募プログラムを通じて達成を目指す、支援終了時点の起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材育成の枠組み(全体像)

指導・支援人材の育成の枠組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD)プログラムへの教員等の派遣の仕組み、指導者養成プログラムの開発等)について記載してください。

- ・起業家育成プログラム及び起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材育成の枠組みが、スタートアップ・エコシステム拠点都市において持続的に維持・運用されていく仕組み

起業家育成プログラム及び起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材育成について、スタートアップ・エコシステム拠点都市全体において将来に渡って取り組んでいくための、人的・資金的リソースの持続的な確保策等について記載してください。

(3) 起業環境の整備

- ・本公募プログラムを通じて達成を目指す、支援終了時点の起業環境の全体像

機関間での連携や共有も視野に入れ、どのような起業活動の場を整備するのか、必要な機器の整備、運用方法や体制等を含めた目指す姿について記載してください。

- ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において、本プラットフォームで整備した起業環境が持続的に維持・運用されていく仕組み

整備した起業環境について、スタートアップ・エコシステム拠点都市全体において維持・運用していくための、人的・資金的リソースの持続的な確保策等について記載してください。

(4) プラットフォーム内外のエコシステムの形成

- ・本公募プログラムを通じて達成を目指す、支援終了時点の本プラットフォーム内外のエコシステムの全体像、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から採択された他のプラットフォームがある場合に当該プラットフォームと連携・協力・統合していくために想定される仕組み

起業活動支援プログラムや起業家育成プログラムをはじめとした取組を、プラットフォーム全体で効果的に機能させるためにどのようなネットワークや推進体制が必要か、スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンも踏まえつつ、エコシステムの全体像について記載してください。また、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが採択される場合、本公募プログラムの支援終了時にはそれらのプラットフォーム全てが一体となることを念頭に、互いに連携・協力し合う体制を構築するための仕組みについて記載してください。

5. プラットフォームとしての将来像に向けた現状と課題

※本紙にはプラットフォームの現状と課題について記載してください。また、別紙にて、主幹機関、共同機関各々の現状と課題について記載してください。

※実績(数値)については、申請様式2に記載してください。

(1) 起業活動支援プログラムの状況と課題

大学発ベンチャー創出に向けた支援状況(主要なGAPファンドの運営(シーズ探索、募集・審査方法等)、採択課題に対する支援プログラムの運営(ハンズオン支援、アクセラレーションプログラム、知財・法務支援等)、支援組織の体制(人数、職位、役割等)、等)について記載してください。

(2) 起業家育成プログラムの実施状況と課題

※起業家育成プログラム:

受講者に起業に必要な知識・ノウハウ等の取得やスキルの向上、起業活動やベンチャー企業への理解の増進・意識の醸成を目的とした授業やセミナー、ワークショップやコンテスト等を指します。なお、広く受講者に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした教育プログラムについても、起業家育成プログラムの一環として含みます。(一回・一日限りのシンポジウム、セミナー、ワークショップやコンテスト等は除く。)

申請時点における起業家育成プログラムの実施体制・実施状況の概要と、今後構築したい起業家育成プログラムを見据えた課題について、指導・支援人材の不足の観点を中心に記載してください。

(3) 起業環境の現状の整備状況と課題

起業活動を行うにあたって有用な設備等(試作品製作のための工作機器や、ソフトウェア開発のためのワークステーション等)を備えた起業環境が、プラットフォーム内を見渡して現状どの程度整備されているかの概要(施設数、活動可能な人数の合計、運用体制、他機関への共用の可否等)、今後プラットフォームとして優先的に整備が必要な環境について記載してください。施設の具体例を記載する場合は、最大3か所までとしてください。

(4) プラットフォーム内外のエコシステムの形成に向けたネットワークの構築状況と課題

(グローバル拠点都市については、海外との連携も含めてください。)

起業活動支援（GAP ファンドの構築・運用、起業活動支援体制等）、起業家育成プログラム、起業環境の整備その他について、プラットフォーム全体で効果的に機能させるために必要となるネットワークや推進体制について、現在の状況や実現にあたっての課題について記載してください。

特に、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが採択される場合、本公募プログラムの支援終了時にはそれらのプラットフォーム全てが一体となることを念頭に、目指すエコシステムの全体像に対しての現状や課題を記載してください。

6. プラットフォームとしての将来像に向けた取組内容と実施計画

以下に示す各項目の支援期間中におけるプラットフォームとしての取組内容と実施計画について記載してください。

※共同機関との連携や役割分担についても記載してください。

(1) 起業活動支援プログラムについて

(1-1) 研究開発課題の予定数とその根拠

・研究開発課題の採択予定数、及びその根拠を記載してください。

(1-2) 研究開発課題の募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査体制

・募集方法

研究開発課題の募集にあたり、事業化に資する技術シーズ探索の取組などを実施する場合は、その取組内容も記載してください。

・応募要件(体制含)

プラットフォーム内でどのように研究開発課題を募集するか、想定される応募要件について記載してください。

・選考方法、選考の観点(方針)、審査体制

本プログラムの実施機関におけるスケジュール(募集、採択、運営、等)を分かりやすく記載してください。

(1-3) 起業活動支援プログラムの実施内容と体制

支援プログラムの内容(ハンズオン支援等)とその実施体制について記載してください。
外部協力機関等と連携する場合は、役割等を明確に記載してください。

(1-4)Demoday の実施内容と体制

Demoday の実施内容や実施方法・体制について記載してください。

(2)起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成について

(2-1)指導・支援人材の育成人数とその根拠

(2-2)指導・支援人材の育成方法

活用する国内・海外の指導者養成プログラムの内容及び開発する指導者養成プログラムの内容や計画、その他実施内容や計画等について記載してください。

(3)起業環境の整備

(3-1)試作機器等の配置場所と整備する試作機器等

(3-2)試作機器等の運用の仕組みと体制

--

(4)プラットフォーム内外のスタートアップ・エコシステムの形成

(4-1)拠点都市における大学・産業界・自治体等との連携やネットワーク構築を進めるための取組

イベント企画の内容や、参画機関同士のコミュニケーションの仕組みや体制づくり、プラットフォーム推進会議の運用方法等の計画について記載してください。グローバル拠点都市については海外との連携に向けた取り組み計画についても記載してください。

(5)年間スケジュール

項目	取組事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
起業 活動 支援	課題の募集		→										
	審査採択			→									
	プログラムの実施					→							
	...												
	...												
指 導・ 支 援 人 材 の 反 復 集 約													
の 整 備													
エコ シス テム の 形 成													
そ の 他													

実施計画の年間スケジュールについて、矢印や図等を用いてわかりやすく記載してください。なお、取組事項に関しては必要に応じて行の削除や追加をしてください。また、上記スケジュール表に記載しきれない場合は、適宜上記表を改修していただく、上記表以外のスケジュール表(項目は上記表に沿った形)を作成いただき、貼り付けいただく形でもかまいません。また、スケジュール詳細について、文章で説明する必要がある場合は、スケジュール表下の余白に記載してください。

※スケジュールの詳細(必要に応じて以下に記載してください)

--

7. 他の公的資金による起業活動支援プログラムとの連携、切り分け

プラットフォームとして、既の実施している他の公的資金を基にした起業活動支援プログラム等との切り分けや連携について記載してください。

- ・オープンイノベーション機構、共創の場、次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)を実施している場合は、

本申請内容との連携について記載してください。

- ・その他の公的資金を元にした起業活動支援プログラムを実施している機関は、本申請との切り分けを明確に

8. 利益相反マネジメントに関する検討

本プログラムを推進するに当たり、利益相反に関する懸念事項があれば、マネジメント内容も含めて記載してください。

9. プログラム代表者、プログラム共同代表者 経歴

■氏名:○○ ○○ (フリガナ)

・所属(大学・研究科・専攻等)・職名

※一人につき、A4・1枚以内で記載してください。

--

・現在の業務内容

--

・役割分担

--

・コミットメント

(本取組みの実施に当たっての関わり方や、各々の役割の中での力点などについて、本人が記載してください。)

--

・学歴・職歴・学会・社会活動等

--

・産学連携活動、起業活動支援の実績・有するネットワーク等

--

・エフォート(予定):○%

--

(別紙) スタートアップ・エコシステム拠点都市としての将来像に向けた現状と課題

※各主幹機関、共同機関ごとに現状と課題について記載してください(記載の際、各主幹機関、共同機関で実施しない項目または、記載できない項目についてはその項目を削除してください。)

(1) 起業活動支援プログラムの状況と課題

大学発ベンチャー創出に向けた支援状況(主要なGAPファンドの運営(シーズ探索、募集・審査方法等)、採択課題に対する支援プログラムの運営(ハンズオン支援、アクセラレーションプログラム、知財・法務支援等)、支援組織の体制(人数、職位、役割等)、等)について記載してください。

(2) 起業家育成プログラムの実施状況と課題

※起業家育成プログラム:

受講者に起業に必要な知識・ノウハウ等の取得やスキルの向上、起業活動やベンチャー企業への理解の増進・意識の醸成を目的とした授業やセミナー、ワークショップやコンテスト等を指します。なお、広く受講者に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした教育プログラムについても、起業家育成プログラムの一環として含みます。(一回・一日限りのシンポジウム、セミナー、ワークショップやコンテスト等は除く。)

申請時点における起業家育成プログラムの実施体制・実施状況の概要と、今後構築したい起業家育成プログラムを見据えた課題について、指導・支援人材の不足の観点を中心に記載してください。

(3) 起業環境の現状の整備状況と課題

起業活動を行うにあたって有用な設備等(試作品製作のための工作機器や、ソフトウェア開発のためのワークステーション等)を備えた起業環境が、プラットフォーム内を見渡して現状どの程度整備されているかの概要(施設数、活動可能な人数の合計、運用体制、他機関への共用の可否等)、今後プラットフォームとして優先的に整備が必要な環境について記載してください。施設的具体例を記載する場合は、最大3か所までとしてください。

(4) プラットフォーム内外のエコシステムの形成に向けたネットワークの構築状況と課題

(グローバル拠点都市については、海外との連携も含めてください。)

起業活動支援(GAPファンドの構築・運用、起業活動支援体制等)、起業家育成プログラム、起業環境の整備その他について、プラットフォーム全体で効果的に機能させるために必要となるネットワークや推進体制について、現在の状況や実現にあたっての課題について記載してください。

特に、同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームが採択される場合、本公募プログラムの支援終了時にはそれらのプラットフォーム全てが一体となることを念頭に、目指すエコシステムの全体像に対する現状や課題を記載してください。

(申請様式2)実績一覧

プラットフォーム名:



		時期	合計	機関A	機関B	機関C	機関D	機関E
GAPファンド	運用しているGAPファンドの本数		1 件	1				
	採択プロジェクト件数		0 件					
	総額		0 円					
起業活動支援の体制	任期なし	常勤職員(専任)(人数)	1 人			1		
		常勤職員(兼務)(人数)	0 人					
	任期付き	常勤職員(人数)	0 人					
		非常勤職員(人数)	1 人					1
単願特許出願数	年間単願特許出願数		令和元年度末	0 件				
ベンチャー設立数	研究成果ベンチャー		令和元年度末	0 社				
	研究成果以外のベンチャー		(累計)	0 社				
	株式・新株予約権取得数(法人数)			5 社				5
大学発ベンチャーの実績	IPO(件数)		令和元年度末	0 件				
	M&A(件数)		(累計)	0 件				
大学発ベンチャーを支援するファンドの設立状況	拠点都市内の大学発ベンチャーを主な出資対象としたファンド総額(令和元年度末時点で運用を継続しているもの)		令和元年度末	1 円				1
起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材	指導人材	大学と雇用関係がある教員数(起業家育成プログラムの指導に携わっている学内の常勤教員数)	令和元年度末	5 人		5		
		大学と雇用関係がある非常勤教員数(起業家育成プログラムに関与している非常勤講師等を含む教員数)		1 人			1	
		大学と雇用関係がない学外招聘者数(起業家育成プログラムに関与している学外招聘者の数)		1 人				1
	受講者	起業家育成プログラムの受講者数(概数)		0 人				
	プログラム	起業家育成プログラム数		5 件	5			
プラットフォーム全体の学生数	(人数)	プラットフォーム全体の学生数	令和元年度末	0 人				

※「令和元年度末時点の実績」とあるものについては、「令和2年末時点の実績」に差し替えて記載することも可能です。(差し替えた箇所が分かるよう明記してください。)

※GAPファンドの本数について、同一名称のGAPファンドにおいて支援額・支援期間等が異なる複数の型を運用している場合は、別々のGAPファンドとして数えます。

※研究成果ベンチャーの定義は下記を参考にしてください。

参考: https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/h30venturereport.pdf
p2 図表 1-1 大学発ベンチャーの定義

※起業家育成プログラム:

受講者に起業に必要な知識・ノウハウ等の取得やスキルの向上、起業活動やベンチャー企業への理解の増進・意識の醸成を目的とした授業やセミナー、ワークショップやコンテスト等を指します。なお、広く受講者に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした教育プログラムについても、起業家育成プログラムの一環として含みます。(一回・一日限りのシンポジウム、セミナー、ワークショップやコンテスト等は除く。)

※全件把握していない場合は、把握している範囲で記載してください。

SCORE 大学推進型(拠点都市環境整備型) 予算計画書

(申請様式3)

プラットフォーム名称	※プラットフォーム名称のみ記入してください。
------------	------------------------

		予算費目		希望額 (単位:千円)	用途	
2021年度	直接経費	研究開発費 ※大学等のみ支出可		20,000		
		プログラム推進費	起業活動支援 プログラムの運営	小計	43,500	
			起業家育成プログラムを 運営する指導・支援人材 の育成等	小計	30,500	※自動集計されますので記入しないでください。
			起業環境の整備	小計	17,000	
			プラットフォーム内外の スタートアップ・エコシステ ムの構築・推進	小計	11,500	
		研究開発費+プログラム推進費 小計			122,500	
		間接経費		30%以下	36,750	
合計			159,250			

※本シートを機関ごとに作成してください。

SCORE 大学推進型(拠点都市環境整備型) 予算計画書

※15行目以降、必要に応じて行を追加してください。追加した場合、6～13行目の集計値に正しく反映されているか確認してください。

(申請様式3)

機関名称	A大学
------	-----

※集計シートで使用するもので、1～14行目は編集・追加・削除しないでください。

年度	経費種別	プログラム	予算費目		希望額	用途	
					(単位:千円)		
2021年度	直接経費	プログラム推進費	研究開発費 ※大学等のみ支出可		10,000	a: 研究開発課題の件数 2件 b: 研究開発費の単価 5,000千円 (a×b)を左セルに記載	
			起業活動支援プログラムの運営	①物品費			
				②旅費	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、 ●●⇄●●、3回×2名、●●との打合せ	
					2,000	●●⇄●●、3回×2名、●●との打合せ	
					1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回	
				③人件費・謝金	5,000	1名(●●氏、起業活動支援の推進)6ヶ月相当	
					5,000	XX専門家相談謝金●万円×●回	
				④その他	6,000	(外注費)メンタリング業務	
					500	その他(消費税相当額など)	
				小計(①+②+③+④)	20,000		
			起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等	①物品費			
				②旅費	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、 ●●⇄●●、3回×2名、●●との打合せ	
					2,000	●●⇄●●、3回×2名、●●との打合せ	
					1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回	
				③人件費・謝金	5,000	1名(●●氏、起業活動支援の推進)6ヶ月相当	
					5,000	XX専門家相談謝金●万円×●回	
				④その他			
				小計(①+②+③+④)	13,500		
			起業環境の整備	①物品費	6,500	3Dプリンタ購入	
					2,000	GPU購入	
				②旅費			
				③人件費・謝金			
④その他							
小計(①+②+③+④)	8,500						
プラットフォーム内外のスタートアップ・エコシステムの構築・推進	①物品費						
	②旅費	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、 ●●⇄●●、3回×2名、●●との打合せ				
		2,000	●●⇄●●、3回×2名、●●との打合せ				
	③人件費・謝金						
	④その他	2,000	シンポジウム開催				
	小計(①+②+③+④)	4,500					
研究開発費+プログラム推進費 小計			56,500				
間接経費			30%	16,950	※間接経費率は直接経費の30%以下		
合計				73,450			

社会還元加速プログラム（SCORE）

令和2年度 大学推進型（拠点都市環境整備型）

公募

【ウェブサイト】

申請書類等 <https://www.jst.go.jp/start/index.html>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : score-u@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号：03-5214-7054（受付時間：10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く